平成28年2月29日 伊予市告示第23号

(目的)

第1条 この要綱は、病気又はけがを有する児童の保護者が勤務等により 当該児童を保育することが困難である場合において、その児童を施設で 一時的に保育する事業(以下「病児・病後時保育事業」という。)を実 施することにより、安心して子育てができる環境の整備を図り、もって 児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体等)

- 第2条 病児・病後児保育事業の実施主体は、伊予市とする。
- 2 市は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関(以下「協力 医療機関」という。)をあらかじめ選定するとともに、連携して病児・ 病後児保育事業を実施しなければならない。
- 3 協力医療機関は、やむを得ない理由があり、協力医療機関としての業務に従事することができない場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、協力医療機関に代わって緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関(以下「連携医療機関」という。)に業務を委任することができる。
- 4 市は、病児・病後児保育事業の実施に当たり、病気又はけがを有する 児童が安心して過ごせる環境を整えるため、次に掲げる職員を配置しな ければならない。
 - (1) 看護師 1人以上
 - (2) 保育士 2人以上
- 5 市は、必要に応じて、保育所等から協力医療機関若しくは連携医療機関まで又は協力医療機関若しくは連携医療機関から実施機関までの間について、対象児童の送迎をタクシーにより行うことができる。この場合において、送迎用の自動車に看護師等又は保育士が同乗し、安全面に十分配慮するものとする。

(実施施設等)

- 第3条 病児・病後児保育事業を実施する施設(以下「実施施設」という。) の名称及び位置は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 伊予市病児・病後児保育室
 - (2) 位置 伊予市米湊768番地2
- 2 病児・病後児保育事業の利用定員は、10人とする。

(対象児童)

- 第4条 病児・病後児保育事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、市内に住所を有する又は市外に住所を有し市内の保育所、幼稚園若しくは小学校に通っている生後6月から小学校6年生までの児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 当面症状の急変は認められないが、病気又はけがの回復期に至っていないことから集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であること。
 - (2) 病気又はけがの回復期にあるが集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難であること。
 - (3) その他市長が特に必要と認めるもの (対象疾患の範囲)
- 第5条 病児・病後児保育事業の対象となる病気又はけがは、次に掲げる 疾患とする。
 - (1) 感冒、消化不良症その他乳幼児が日常り患する疾患
 - (2) 麻しん、水痘、風しん、インフルエンザその他の感染性疾患
 - (3) ぜん息その他の慢性疾患
 - (4) 骨折その他の外傷性疾患
 - (5) その他市長が特に必要と認める疾患

(利用期間)

第6条 病児・病後児保育事業を利用できる期間は、保護者が家庭で保育 を行うことが困難な期間の範囲内とする。ただし、連続する7日(病児・ 病後児保育事業を実施しない日を含む。)を限度とする。

(実施日及び実施時間)

- 第7条 病児・病後児保育事業の実施日は、月曜日から土曜日までとする。 ただし、次に掲げる日に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 病児・病後児保育事業の実施時間は、月曜日から金曜日が午前7時3 0分から午後6時まで、土曜日が午前7時30分から午後0時30分ま でとする。

(利用の登録)

- 第8条 病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者は、あらかじめ伊予市病児・病後児保育事業調査票(登録票)(様式第1号)及び伊予市病児・病後児保育事業同意書(様式第2号)を市長に提出し、その登録を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により利用の登録申請があったときは、速やかに 適否を審査し、伊予市病児・病後児保育事業登録決定通知書(様式第3 号)又は伊予市病児・病後児保育事業登録却下通知書(様式第4号)に より病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者へ通知し なければならない。

(利用の手続)

第9条 前条第2項の規定による登録決定通知を受けた者は、病児・病後 児保育事業を利用しようとするときは、伊予市病児・病後児保育事業利 用申請書(様式第5号)に伊予市病児・病後児保育事業医師連絡票(様 式第6号)及び伊予市病児・病後児保育事業病状連絡票兼与薬依頼書(様 式第7号)を添えて市長に提出しなければならない。

(利用の登録等の特例)

第10条 病児・病後児保育事業の利用を希望する対象児童の保護者は、前2条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由により、利用の登録又は利用の手続を行うことができない場合は、実施施設の承諾を得て病児・病後児保育事業を利用することができる。ただし、当該利用を希望する日において、利用定員を超えていない場合に限る。

(利用の拒否及び中止)

- 第11条 市長は、次に掲げる場合は病児・病後児保育事業の利用を認めず、 又は利用の決定を取り消し、若しくは利用を中止させることができる。
 - (1) 児童の病気又はけがの症状が、急変のおそれのある場合
 - (2) 児童の病気又はけがが変化し、実施施設における対応が困難である場合
 - (3) その他病児・病後児保育事業の利用が不適当と認める場合 (費用の負担)
- 第12条 病児・病後児保育事業を利用する者(以下「利用者」という。) は、病児・病後児保育事業の利用に要する費用として別表に定める利用 料(以下「利用料」という。)を実施施設に支払うものとする。
- 2 利用者は、前項に定める額のほか、病児・病後児保育事業の利用期間中に要した飲食物等の実費相当額(第2条第5項に規定する送迎に要した費用は除く。)を実施施設に支払うものとする。
- 3 利用者は、協力医療機関又は連携医療機関において医療行為等に係る 経費が発生した場合には、当該経費を協力医療機関又は連携医療機関に 支払うものとする。

(利用料の減免)

- 第13条 市長は、次に掲げる者に対しては、利用料の全部を免除する。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第5条第1項に 規定する配偶者のない女子又はこれと同様の事情にあると市長が認 めた配偶者のいない男子に扶養されている児童がいる世帯
 - (2) 扶養義務者の申請に基づき、生活保護法による要保護世帯であると 市長が認めた世帯

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 病児・病後児保育事業の実施のために必要な行為は、この告示の施行 の日前においても、行うことができる。

附 則 (平成28年9月1日告示第127号)

この告示は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(平成28年12月27日告示第168号)

この告示は、平成28年12月27日から施行する。

別表 (第12条関係)

利用料(対象児童1人につき)									
5 時間を超える場合	5 時間以内								
1,500円	7 5 0 円								

こんにちは!

伊予市 病児・病後児保育室

すまいる※

「子どもが病気・・・そばにいたいけど、仕事が休めない・・・。」
そんな時、 すまいる はご家族をサポートします。

お仕事等の都合でお困りの保護者の方に代わって病気やけがのお子さまをお預かりし、 看護師と保育士がお子さま一人ひとりの体調に合わせた保育・看護をする施設です。



新年度登録が必要です

毎年度登録が必要になりますの で登録票と同意書、健康保険証を 「すまいる」又は、子育て支援課 にお持ちください。

> 平成28年度に登録詩の方も 再登録が必要になります。

対 象

- *生後6ヶ月から小学6年生までの 病気やけかなどの診断を受け、集 団生活等が困難なお子さま。
- ・感染症でも医師が病児保育の利用が 可能と判断した場合は利用できます。
- *利用には医師連絡票が必要です。

定員

10名

職務室の利用状況や病気の種類に よっては、変更に満たない場合でも 封鎖かりできない事があります。

利用時間

平日 7:30~18:00

日曜日、祝日、 12月29日~1月3日は お休みです。

利用料金

一人 一日 1,500円 5時間以内 750円 (母子・父子・生活保護世帯は無料)

食事・おやつ代として 別途500円かかります。



お迎えサービスって?



保護者の方より連絡をいただくと、 すまいる職員が通所施設へお迎えに 行き、協力医療機関を受診後、お預 かりします。

利用にあたって

- *予約制ですので利用時間内に予約電話を お願いします。
- *受診後に診断結果(病名)をご連絡ください。
- *症状が良くなればキャンセルも可能です。
- *持ち物は【必要書類・薬・着替え】です。
- *平成28年度にご利用された方はファイル 類をそのままご利用ください。

799-3113

伊予市米湊768-2 ぐんちゅう保育所 隣り (ぐんちゅう保育所の教育場をご利用ください)

2 982-0406

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開室日数		24 (4)	24 (4)	26 (4)	25 (5)	26 (4)	24 (4)	25 (4)	24 (4)	23 (3)	23 (4)	23 (4)	26 (5)	293 (49)
定員総数		212	212	232	215	232	212	222	212	209	202	202	225	2587
新規登録者数(3月)	201	61	31	29	17	12	18	13	14	17	16	11	3	443
登録者数 累計		262	293	322	339	351	369	382	396	413	429	440	443	443
利用者数(延べ)	人数)	46	39	52	54	117	83	52	59	84	124	91	42	843
利用者数 累計(延べ人数	46	85	137	191	308	391	443	502	586	710	801	843	843
利用者実人数		28	25	30	34	48	46	27	29	46	56	40	25	434
利用者実人数	累計	28	53	83	117	165	211	238	267	313	369	409	434	434
新規利用者数		28	18	22	18	21	20	9	14	16	22	18	5	211
新規利用者数	累計	28	46	68	86	107	127	136	150	166	188	206	211	211
一日平均利用者数((平日)	2,2	1,9	2,3	2,5	5,0	3,9	2,4	2,8	4	6,3	4,5	1,9	3,3
5時間以内利用	者数	7	1	5	10	16	13	5	7	12	19	10	3	108
1日利用者数		39	38	47	44	101	70	47	52	72	105	81	39	735
母子1		6	3	10	4	16	5	7	7	38	20	36	12	164
世帯区分	世帯	0	0	0	1	1	0	2	0	0	4	0	0	8
	護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
予約数		59	51	71	72	154	117	71	77	106	170	107	63	1118
キャンセル数		13	12	19	18	37	34	19	19	22	46	16	21	276
キャンセル率		22,0%	23,5%	26,7%	25,0%	24,0%	29,0%	26,7%	24,6%	20,7%	27,0%	14,9%	33,3%	24,6%
お断り人数		1	0	1	0	5	1	0	4	8	14	1	0	35
お断り日数		1	0	1	0	3	1	0	2	3	10	1	0	22
お迎えサービス件数		0	1	1	6	1	2	3	1	1	1	1	1	19
お迎えサービスお断	が件数	0	1	0	1	1	0	1	1	4	1	0	0	10
受診件数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
急性期人数		42	34	49	46	105	76	45	52	77	111	89	38	764
回復期人数		4	5	3	8	12	7	7	7	7	13	2	4	79
隔離必要人数		12	10	22	12	30	18	9	23	56	98	70	28	388
隔離なし人数		34	29	30	42	87	65	43	36	28	26	21	14	455
利用なし日数	平日	3	3	2	1	0	0	1	4	2	0	0	3	19
市外在住者利用	土曜	3	4	4	3	0	0	3	2	3	0	0	4	28
稼働率		21,6%	18,3%	22,4%	25,1%	50,4%	39,1%	23,4%	27,8%	40,1%	61,3%	45,0%	18,6%	32,5%